

アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ、高額な料金請求
—消費者も刑事責任を問われかねない—

全国の消費生活センターに、「アルバイトに応募したところ、携帯電話を契約させられ高額な料金を請求された」といった相談が寄せられている。アルバイトをするつもりで業者のもとに出向いたところ、言葉巧みに携帯電話を契約させられたものである。

消費者本人が携帯電話の名義人となって携帯電話会社と契約した場合には被害の回復が困難である。また、他人の手に渡った携帯電話はさまざまな犯罪に利用される可能性があり、消費者も犯罪に加担したといわれかねない。

1. 相談件数等

(1) 相談件数

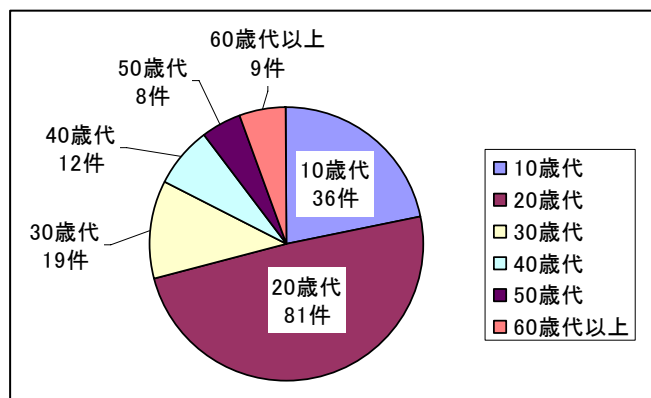
「アルバイトに応募したところ、携帯電話を契約させられ高額な料金を請求された」といった相談は、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の相談概要等を精査したところ、2006 年度 21 件、2007 年度 108 件、2008 年度 38 件で計 167 件¹⁾入力されていた（2008 年 9 月 1 日までの P I O - N E T 入力分）。

(2) 契約当事者

1) 年代別内訳

契約当事者を年代別でみると、最も多いのが 20 歳代（81 件）、次いで 10 歳代（36 件）となっており、10 歳代～20 歳代で全体の 70%を占めている。

図 1



(N=167)

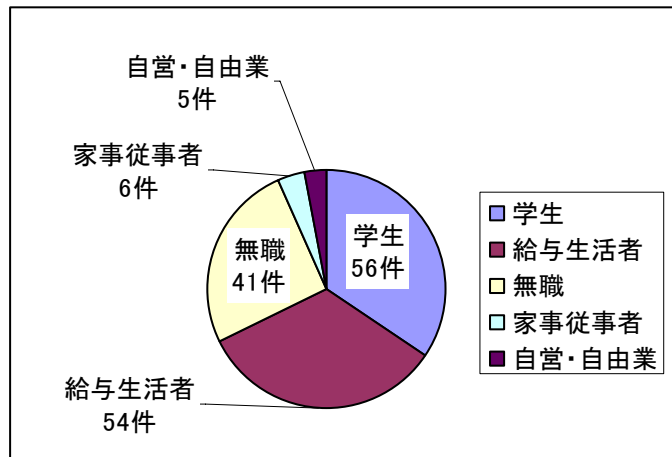
(不明・無回答を除く)

¹⁾ P I O - N E T の検索・集計機能を用いることができないため、苦情相談情報の中から、各事例を個別に精査したものである。

2) 職業別内訳

学生（56件）が最も多く、給与生活者（54件）の件数とほぼ同数となっている。また、無職（41件）も多く、収入の少ない人が契約してしまっていることがうかがえる。

図 2



(N=167)

(不明・無回答を除く)

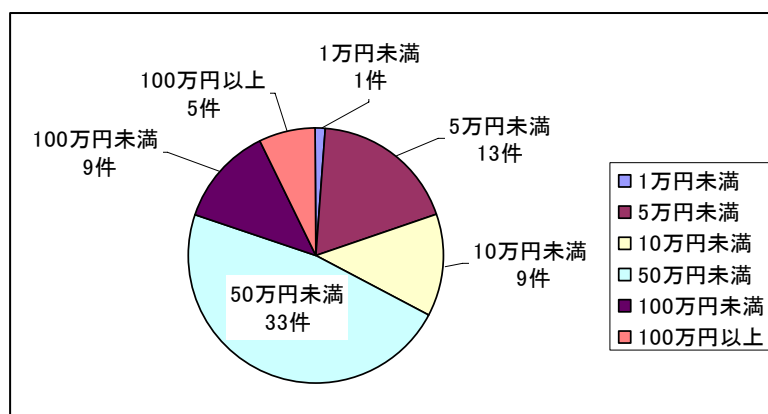
3) 性別内訳

男性が 101 件、女性が 66 件となっている。

4) 契約金額

※契約金額は、携帯電話会社から請求された金額である（携帯電話機本体の代金や通話料等）。
10 万円～50 万円が最も多く、平均契約金額は約 45 万円であった。

図 3



(N=167)

(不明・無回答を除く)

2. 相談事例

【事例1】

4か月ほど前に、携帯電話で簡単にできる仕事はないかとインターネットを検索したところ「1日でできる仕事」などと書かれているサイトがあり、業者に問い合わせ、仕事することにした。後日待ち合わせ場所に現れた男性から、交通費を渡され、指定した型番の携帯電話を契約するよう指示された。指示されたとおりに家電量販店2店で携帯電話を4台契約した。契約の際には学生証と国民健康保険証を身分証明書として提示し、男性が親権者を装って契約に同意した。契約後、男性から2万円を報酬として受け取り、携帯電話本体と契約書類を業者にすべて渡した。

携帯電話料金の預金口座振替依頼書には本人の口座情報を記入したが、契約の数日後に男性から連絡があり、携帯電話会社から請求が来ると困るだろうから、と住所変更及び引き落とし口座の解約をすすめられ、その通りにした。このため、携帯電話会社からの連絡は届いていなかった。契約から4か月经ち、4台の携帯電話をあわせて75万円の料金が発生しており、未払いとなっているようだ。どうしたらよいか。

(受付年度：2008年 契約当事者：10歳代 女性 学生 東京都 請求額：約75万円)

【事例2】

携帯電話に「買い物代行アルバイト」を募集するメールが届いた。アルバイトの詳細をメールでたずねたところ、忙しくて自分で買いに行けない人のためにブランド品や食料品などを代わりに買う仕事だ、という返信があった。それならやってみたいと思い面接に向いたところ、現れた男性から「買い物代行のアルバイトは他の人に決まってしまったので、携帯電話を契約する仕事をしてほしい」と言われた。男性は、「この仕事は、あまり知られていないだけで、違法ではない」と言ったので、外国人など自分では契約できない人に代わって契約するのだろうと思った。男性から、契約時に「自分で使うため」と言うように指示され、指示どおりに販売店に行って携帯電話会社3社と2台ずつ割賦で契約した。

アルバイト代と引き換えに携帯電話を渡そうと思っていたら、男性から「携帯電話を依頼元に渡してアルバイト代を持ってくるので、10分待ってほしい。信用できないなら、身分証を預けておく」と言われたので、男性に携帯電話を渡し、かわりに男性から健康保険証を預かった。男性が戻ってくるのを待っていたが、そのまま戻って来なかった。男性の名字とメールアドレス、携帯電話番号しかわからず、携帯電話もメールも連絡がつかなくなってしまった。

その日のうちに警察に相談したが、「預かった健康保険証は偽物の可能性が高い。あなたも犯罪行為に加担したといわれかねない状況だ」などと言われた。携帯電話会社から、電話本体の代金や通話料など約40万円を請求されたが、騙されたと思うので、支払いたくない。

(受付年度：2008年 契約当事者：20歳代 女性 給与生活者 埼玉県 請求額：約40万円)

3. 事例からみた問題点

- (1) 携帯電話料金の支払いについては、携帯電話会社の約款²⁾により名義人に支払い義務があることから、「アルバイトをしないか」などと誘われ、携帯電話を実際に使っている人やアルバイト先の業者が料金を支払うなどと説明されていても、当該業者が携帯電話を持ったまま料金を支払わず行方がわからなくなってしまったりすると、名義人である消費者が料金を請求されることになり、支払いを拒絶することは困難である。
- (2) 自分の名義で契約した携帯電話を他人に渡して報酬を得ることは、携帯電話不正利用防止法に抵触する可能性もある³⁾。また、携帯電話と同時に銀行口座を開設し、通帳やカードを渡すと報酬が得られると誘われたケースも見られるが、こうした行為は犯罪収益移転防止法に抵触する可能性がある⁴⁾。いずれも罰則を伴う犯罪である。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 渡した携帯電話が犯罪に利用されることも

消費者が契約し他人に渡した携帯電話は、国際電話をかけるために利用されたり、振り込め詐欺やヤミ金融の督促行為など、犯罪に使われる可能性が高い。自己名義で契約した携帯電話が犯罪に使われた場合、契約者である消費者本人も犯罪に加担したとして責任を問われるおそれさえある。

また、携帯電話を契約するだけで、自分には何の負担もなく高額な報酬がもらえるなどという、うまい話はない。携帯電話の契約書に自分の名前を書いたら、実際に自分で携帯電話を使っていなくても、料金は自分で支払わなければならない。このような契約は、絶対にしないこと。

(2) 自己名義の携帯電話を他人に渡さない

・料金は自分で払うはめになる

消費者が気軽なアルバイトのつもりで携帯電話を購入し他人に渡したとしても、携帯電話会社からみると契約の相手方は名義人（消費者）であり、通話料等の料金は名義人に対して請求される。アルバイト先の業者から「料金は会社が支払う」「請求書の送付先を会社にしてよい」などと説明されていても、業者が説明を否定したり、業者と連絡が取れなくなってしまった場合は、消費者が料金を支払わざるを得ない。また、「実際に使った人が支払う」などと説明されていたとしても、実際に使った第三者が料金をきちんと支払うことはまずありえない。

²⁾ 例として、2008年8月25日時点におけるNTTドコモサービス契約約款第64条、第66条参照。

³⁾ 携帯音声通信業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）第20条により、業として有償で通話可能な端末設備を譲渡した場合、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科される。

⁴⁾ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）第26条第2項により、他人になりすまして金融機関等との間で預貯金契約に関するサービスを受けるため、または第三者に当該サービスを受けさせるため、という相手方の目的を知らず預貯金通帳等を譲り渡した場合や、正当な理由がないにもかかわらず預貯金通帳等を有償で譲り渡した場合には、50万円以下の罰金を科せられる。

- ・解約するにもお金がかかる

消費者が携帯電話を解約しようとしても、契約時に複数年契約を継続することで割引になる料金プランを設定していた場合、解約の際には解約料を支払う必要がある。携帯電話を割賦販売で購入した場合も、解約の際には割賦代金を一括で支払う必要がある。また、事例を見ると、契約後、電話番号もわからないまま業者に携帯電話本体を手渡してしまったケースもあるが、電話番号がわからないと解約に応じてもらえないことがある。

- ・放置すると携帯電話が使えなくなる

業者が説明のとおり料金を支払わないからといって、消費者も料金を支払わず、解約もせずに放置してしまうと、当該携帯電話は携帯電話会社によって強制的に解約され、利用できなくなる。さらに、名義人は「不払者」として携帯電話会社に登録され、もともと自分が使っている携帯電話が使えなくなり、今後、新たな契約ができなくなる可能性がある。

(3) 自己名義の携帯電話を他人に渡してしまったら

もし、自己名義の携帯電話を他人に渡してしまったら、被害の拡大を防ぐため、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きを取ること。また、犯罪に利用される可能性もあることから、警察へ申し出ておくこと。

自己名義の携帯電話を他人に渡し、その携帯電話の料金を携帯電話会社から請求された場合には、まず自分が携帯電話会社に料金を支払い、その上で携帯電話を実際に使った第三者に対し料金の支払いを求めることになろうが、消費者が携帯電話を実際に使用した第三者を探し出すことは、不可能に近い。

(4) インターネット上の情報を安易に信用しない

パソコンや携帯電話のサイトで「高額アルバイト」という情報を見て興味を持ち、相手に連絡を取ったというケースが見られるが、インターネット上の情報については相手の姿が見えないこともあり、真偽を確かめるのが難しい場合も多い。

また、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などのインターネット上のコミュニティサイトを通じて知り合った人から「いいアルバイトがある」などと誘われた、というケースも見られる。SNSは利用者が限定されているため一般的なサイトより信用できると思われているが、SNSにおいても、他のサイトと同様に悪意を持った利用者は存在する。SNS利用者からの情報だからといって安易に信用すべきではない。

情報提供先

内閣府国民生活局国民生活情報室

警察庁生活安全局生活環境課経済対策室

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

(社)電気通信事業者協会

<title>アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ、高額な料金請求―消費者も刑事責任を問われかねない―</title>